

指導資料

生徒指導 第74号

鹿児島県総合教育センター
令和元年10月発行

対象
校種

小学校 中学校 義務教育学校
高等学校 特別支援学校

「けんか?」, 「ふざけあい?」, 「親切心?」
それとも「いじめ?」

「いじめ」の認知については、「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止等のための基本方針」を基に判断する必要がある。ここでは、私たち教職員が、「けんか」や「ふざけあい」等の場面における「いじめ」かどうかを判断する過程について考えていくこととする。

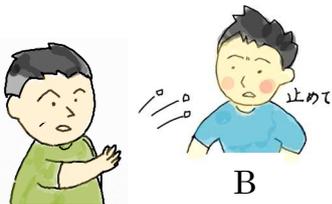
1 いじめかどうかの判断に迷う事例

次の3つの事例について担任の判断は、正しいのでしょうか?



解説者

(事例1) 「けんか」の事例



A

B

Aは、Bに消しゴムをちぎって投げた。
Bは何度も「^や止めて」と言ったが、Aは繰り返し、消しゴムをぶつけ、けらけら笑っていた。



A

B

頭にきたBは、Aを叩いた。
すると、Aは、「よくも手を出したな!」とBを押し倒し、馬乗りになって何度も殴ったので、Bは泣き出してしまった。



担任

担任が、事情を確認すると、Aは「Bが叩いてきたので、やり返しただけ。これは、『けんか』です。」と主張した。

担任は、この事案は「けんか」であり、「いじめ」ではないと判断しようとした。



解説者

(この判断は正しいのでしょうか?)

- ・ Aが消しゴムを投げつけたことが、きっかけとなっている。
- ・ 馬乗りになってBを殴ったAの行為は、過剰である。
- ・ 行為の結果として、Bは大きな苦痛をともない、泣いてしまった。

単なる「けんか」として処理せず、「いじめ」として認知する。

(事例2) ふざけあいの事例



B A クラスメイト

Aは、Bと休み時間によく一緒に遊んでいる。最近、教室内でプロレスごっこがはやっている。

クラスメイトは、担任の先生に、「Bは、Aに乱暴な技をかけて、Aが痛そうにしています。」と訴えた。

担任がAに状況を確認したところ、Aは「プロレスごっこなので大丈夫です。平気です。」と答えた。



A 担任



担任

担任は、「ふざけあい」であり、この事案は「いじめ」ではないと判断しようとした。

(この判断は、正しいのでしょうか?)

- ・ いじめられていても、本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察して確認する。
- ・ いじめは、ふざけあいを装った形態で行われることがあり、教職員の前で加害者がいじめでないとして主張し、被害者も同意せざるを得ないこともある。
- ・ 教職員が、違和感をもった場合は、当事者が否定したとしても、いじめではないと判断するのではなく、違和感をもった行為をすぐに止めさせる。
- ・ 調査を行い(家庭訪問を行うなどいじめを受けている可能性がある児童生徒が話をしやすい環境での聴き取り、周囲の児童生徒からの聴き取り調査など)、必要に応じて指導する。



解説者

いじめを受けていると思われる児童生徒が、いじめを受けていることを否定したとしても、心身の苦痛を感じていると考えられる行為を受けている場合は、「いじめ」として認知する。

【国のいじめ防止等のための基本的な方針より抜粋】

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(事例3) 授業中に友達が泣いてしまった事例



A B

Aは、もう少しで正解にたどり着くところであったので、答えを聞いた途端に泣き出してしまった。

Bは、Aに泣かれてしまい困惑した。



A B



担任

担任は、Aが泣いたとしても、Bの親切心から起こったことなので、この事案は「いじめ」ではないと判断しようとした。



解説者

(この判断は正しいのでしょうか?)

- AとBは、「一定の人間関係」がある。
- Aは泣き出しており、心の苦痛を感じたと認められる。
- BがAに解き方と答えを教えた行為は、心理的な影響を与える行為である。

担任は、「いじめ」という言葉を使って指導する必要はないが、同様の行為が続き、Aが心身の苦痛を感じているようであれば、定義に基づき「いじめ」に当たると示す。

(情報共有後の指導例)

○ 担任からAへの指導



もう少しで解けるところだったので悔しかったのね。頑張ってたもね。

Bさんは、なぜ、そんなことをしたんだと思う？

うーん、僕が困っていたからかもしれません。でも、もうちょっとで解けそうだったから……。



この行為が、Bの親切心からだったことをAに気付かせる。

○ 担任からBへの指導



Aさんが困っていると思い、教えてあげたのね。Bさんは、親切だね。

これからも困っている人がいたら、助ける気持ちを大切にね。ところで、なぜ、Aさんは泣いたのだと思う？

Aさんは、自力で問題を解きたかったのかもしれない。



先生もそうだと思うよ。そんな時、どうすればよかったらうか。

もう少し待って「分からないところがあったら尋ねてね。」と言えばよかった。



そうね。とってもいいやり方だね。



2 法に基づくいじめの認知

【「いじめ防止対策推進法」で定義するいじめの定義（第2条）】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

社会通念上のいじめとは乖離^{かいり}した行為である「ごく初期段階のいじめ」、「好意から行ったが意図せずに相手を傷付けた場合」であっても、学校におけるいじめ防止等の対策の組織で共有し、上記の定義に照らし合わせた上で、「いじめ」かどうかを判断する必要がある。

さらに、「いじめの防止等のための基本的な方針」には（事例1～3）等の兆候を把握した際、組織的に対応するように示されている。

以下に、「いじめ」かどうかを判断する際の留意点を示す。



解説者

ア 1回限りの行為でも、上記の定義に該当すれば「いじめ」である。継続性や反復性は問題ではない。

イ 「相手が深刻な苦痛を感じている」などの陰湿さや被害の軽重の程度によって「いじめ」かどうかを判断するものではない。重大事態は、軽微と捉えがちな行為が積み重なって起きることが多いので注意が必要である。

ウ 加害者の意図や故意によるものに関わらず、「いじめ」はいつでもどこでも起こる可能性がある。

エ 「いじめ」は、「一定の人間関係」の中で起こる。それは、人間関係の「優位、劣位」により起こるものではない。

3 終わりに



子供も教職員も「いじめ」はよくないことだと十分に理解し、未然防止に向けても継続的に取り組んでいるところである。しかし、私たちはその行為が法的に「いじめ」に該当するか否かの判断に迷うことがある。また、経験で判断したり、法施行前の知識で判断した結果、重大な事態を招いてしまう事案が全国的には珍しくない。

少しでもいじめが疑われる事例には、「組織として情報を共有し、法律に基づいて判断する」という姿勢が大切になる。私たちは、いじめの未然防止を基本としながら、いじめの芽を確実に発見し、確実に解消していく必要がある。

－引用・参考文献－

- 『いじめ防止対策推進法』平成25年9月28日施行
- 文部科学省『いじめの防止等のための基本的な方針』平成29年3月14日改定
- 鹿児島県教育委員会『鹿児島県いじめ防止基本方針』平成29年10月改定
- 文部科学省『平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果』
- 文部科学省『いじめ対策に係る事例集』平成30年9月
- 山崎聡一郎著『こども六法』令和元年8月弘文社

（教育相談課 塚元 宏雄）